



佐賀県公報

平成17年
5月9日
(月曜日) 外
号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次 次 規則

(八〇・税務課) 一

◎佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

公布された規則のあらまし

○佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第八〇号)

- 1 県税に係る電子収納が導入されたこと、佐賀県産業廃棄物税条例が施行されたこと等に伴い、様式について所要の改正を行うこととした。(様式関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月九日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県規則第八〇号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第十四号その三	納稅通知書兼領收証書 (個人事業税)
法第十三条第一項第一項	法第十三条第一項第一項

を

様式第一百一号その一	納付(納入)書	法第一条第一項第八号及び第九号
様式第一百一号その一の二	納付書兼領收証書	法第一条第一項第八号及び第九号

様式第十四号その一を次のように改める。

に改める。
に改める。

に、
を

様式第一百一号その一	納付(納入)書	法第一条第一項第八号及び第九号
様式第一百一号その一の二	納付書兼領收証書	法第一条第一項第八号及び第九号

様式第14号その1

(表)

(裏)

1 納付場所

- (1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
 - 佐賀銀行
 - みずほ銀行
 - 西日本シティ銀行
 - 郵便局
- (2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
 - 福岡銀行
 - 鹿児島銀行
 - 中央三井信託銀行
 - 佐賀信用金庫
 - 伊万里信用金庫
 - 佐賀西信用組合
 - 農業協同組合
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会(本・支所)

2 納期限までに現金を納めなかつた場合

- (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額が1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6%の(納期限の翌日から1月を超過する日までの期間については、年7.3%)の割合を計算した割合が年7.3%の(公定歩合に年4%)の割合を計算した歩合が年4%の(公定歩合に年4%)の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。
- (2) 延滞金の確定金額があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないとときは、滞納処分を受けることになります。

3 謹税に不服がある場合

- (1) この謹税に不服があるときは、この謹税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることできます。
- (2) なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税務課を経由して提出してください。

- (1) この謹税に不服があるときは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次のイからハまでのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないのでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - イ 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
 - ロ 処分の執行又は手續の施行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ハ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十四号その三を次のように改める。

様式第14号その3

(裏)

1 納付場所

- (1) 国内の全店舗で納付可能な金融機関等
 - 佐賀銀行
 - みずほ銀行
 - 西日本シティ銀行
 - 郵便局
- (2) 佐賀県内の店舗で納付可能な金融機関等
 - 福岡銀行
 - 鹿児島銀行
 - 中央三井信託銀行
 - 佐賀信用金庫
 - 伊万里信用金庫
 - 佐賀西信用組合
 - 農業協同組合
 - 佐賀県信用農業協同組合連合会(本・支所)

2 納期限までに発金を納めなかつた場合

- (1) 納期限後に納めるときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、税額(その計算の基礎となる税額が1,000円未満の端数があるとき、又はその税額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てる。)に、年14.6%の(納期限の翌日から1月を超過する日までの期間については、年7.3%)の割合を計算した割合が年7.3%の(公定歩合に年4%)の割合を計算した歩合が年4%の(公定歩合に年4%)の割合を乗じて得た延滞金額を加算して納めてください。
- (2) 延滞金の確定金額があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。
- (3) この税金を納期限までに納付されないため督促を受け、かつ督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに納付されないとときは、滞納処分を受けることになります。

3 謹税に不服がある場合

- (1) この謹税に不服があるときは、この謹税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。
- (2) なお、審査請求書(正副2通)は、なるべく当県税務課を経由して提出してください。

- (1) この謹税に不服があるときは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができま
- (2) この謹税の取消しの訴えは、上記(1)の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができます。審査請求の裁決を経た後は、その裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に佐賀県(代表者は佐賀県知事となります)を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないでこの処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (イ) 審査請求をした日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (ロ) 処分の執行又は手續の施行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (ハ) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第十四号その三の次に次の二様式を加える。

様式第14号その4

(表)

